

仕向外国送金の手引き



2025 年 3 月

目 次

1. 外国送金依頼書の記入方法	・ ・ ・ ・ ・ 2
2. 送金目的の英語例	・ ・ ・ ・ ・ 6
3. 送金可能通貨一覧	・ ・ ・ ・ ・ 7
4. 外国送金手数料表	・ ・ ・ ・ ・ 8

平素より当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

近年、国際社会におけるテロ等の脅威が増す中で、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融もしくは経済関係法令等への対応要請が、ますます高まっております。

当金庫といたしましても、その趣旨や関係法令等を踏まえ、お取引の背景や詳細等をお伺いするほか、お取引に関する契約書等を確認させていただくことがございます。なお、確認させていただいた内容によっては取扱をお断りさせていただくことがございます。

お客様にはご不便をおかけしますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1.外国送金依頼書の記入方法

外国送金依頼書 兼 告知書 (APPLICATION FOR REMITTANCE WITH DECLARATION)		本部用
豊田信用金庫 御中 (TO THE TOYOTA SHINKIN BANK) [内閣府の適正な課税の確保を図るための国際送金等に係る課税の提出等に関する法律]第3条の規定により下記のとおりを告知します。 I/we hereby declare the required items pursuant to Article 3 of the Law on Reporting Requirements on Cross Border Payments and Receipts for the Tax Law Compliance as below. 太線枠内にタイプまたは漢字体の大文字で記入してください。[PLEASE FILL IN THE THICK-LINED BOXES BY TYPEWRITER OR IN BLOCK LETTERS.] 二欄には該当事項に「X」または「/」を付けてください。[PLEASE MARK THE APPROPRIATE ITEM WITH "X" OR "/"]		受付日 送金日 (指定がある場合のみ記入)
② 送金種類 (TYPE OF REMITTANCE) ☒ 海外向け送金 (TO OVERSEAS BANKS) ☐ 国内他行向け送金 (TO DOMESTIC BANKS)	③ 送金資金支払方法 (DEBTOR'S PAYMENT) ☒ 円貨払 (SPOT) ☐ 外貨払 (NOEX) ☐ 円貨払 (予約使用) (CONT.N)	① (ご注意) 外国送金は外国の事情、債権その他の事由による送金の取扱い及び送金等について国内送金と異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
⑤ 支払銀行手数料の負担区分 (CHARGE BEARER) ☒ 受取人負担 (SI-AR) ☐ 送金依頼人負担 (DEB)	④ 送金通貨名 (CURRENCY) ☒ USD ☐ JPY ☐ EUR ☐ その他 ()	④ 送金金額 (AMOUNT) 20,000.00
⑥ 受取人の取引銀行名・支店名 (CREDITOR AGENT'S NAME & BRANCH NAME) BANK OF CHINA DALIAN DEVELOPMENT ZONE BRANCH ⑦ SWIFTコード () (金融機関コード (ARA/TRANSIT NO.)) BKCHCNBJ82H ⑧ 銀行住所 (CREDITOR AGENT'S ADDRESS) NO.158 JINMA ROAD DALIAN DEVELOPMENT ZONE ⑨ 都市名 (CITY NAME) ⑩ 外・省・都道府県 (COUNTRY SUB DIVISION) ⑪ 国名 (COUNTRY) DALIAN LIAONING CHINA ⑫ 経由銀行 (必要の場合のみ) (INTERMEDIARY AGENT IF NEEDED) SWIFTコード (BIC) () THROUGH: () ⑬ 受取人口座番号 (CREDITOR ACCOUNT NO.)-IBAN 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0		⑬ 受取人への通知事項 (MESSAGE TO CREDITOR, IF ANY) INVOICE NO.1234
⑭ 依頼人 (DEBTOR'S NAME) TOYOTA TRADING COMPANY LTD ⑮ 依頼人住所 (DEBTOR'S ADDRESS) 1-48 MOTOSHIRO-CHO TOYOTA AICHI JAPAN ⑯ 送金目的・商品名 (PURPOSE OF REMITTANCE) AUTO PARTS (TIRE WHEELS) ⑰ 原産地 (COUNTRY) CHINA ⑱ 輸出都市 (SHIPMENT FROM) DALIAN		⑱ 送金手数料 (REMITTANCE) 支払銀行手数料 (CREDITOR AGENT'S CHG) NO-EX 取扱手数料 (NFT CHG) 手数料合計 (CHG TOTAL) 合計額 (TOTAL AMOUNT)
⑲ 私/当社は、豊田信用金庫所定の外国送金取引規定 (個人情報の第三者提供に関する事項5-②を含む)に従い上記の送金を依頼します。 以下のいずれかに「X」または「/」を付けてください。 ☒ 私/当社は真の依頼人であり、受取人は真の受取人に相違ないことを表明いたします。 ☐ 私/当社は真の依頼人/受取人が別にある場合、別途通知いたします。 豊田信用金庫HP記載の「外国送金を行われるお客様へのお断り」の内容を確認し、対象取引に該当しないことを表明いたします。 https://www.toyota-shinkin.co.jp/new/eng/		⑲ 愛知県豊田市元城町1-48 豊田貿易株式会社 代表取締役 豊信 一郎 経理 豊信 太郎 TEL (日本通話がかかる番号) 0565 31-1616
⑲ 送金代金の支払方法 (1-2いずれかに○を付けてください) ☒ 次の振金口座からのお支払い 振金科目: ⑲ 送金/振込/外貨普通/ 店番: 010 口座番号: 1234567		⑲ 愛知県豊田市元城町1-48 豊田貿易株式会社 代表取締役 豊信 一郎 経理 豊信 太郎 TEL (日本通話がかかる番号) 0565 31-1616
2. 「外国為替関係引当金」で指定した口座からの引当し		⑲ 愛知県豊田市元城町1-48 豊田貿易株式会社 代表取締役 豊信 一郎 経理 豊信 太郎 TEL (日本通話がかかる番号) 0565 31-1616
(受取人使用欄) ① 本人確認 ☐ 本人確認済 在留期限 () 永住者 ☐ マイナンバー届出済 ☐ 外為顧客カード作成済 (法人/個人事業主の場合) 新規取引引当の場合、外為取引先登録を行う。 登録番号: 3300 又は外為システム登録番号 第2章 6. 登録		② 資金凍結等経済制裁対象者検索 当該送金引当から送金依頼人や受取人等が資金凍結等制裁対象者等に該当しないことを、フィードバックシステムにより確認し、異常結果を出力・提供 ③ 受取店名 () 振込 振込日 振込日 ④ 送金代金の支払方法を指定した場合、引当引当金と振付 (本館使用欄) ⑤ 振込手数料 () ⑥ 振込手数料 () ⑦ 振込手数料 () ⑧ 振込手数料 () ⑨ 振込手数料 () ⑩ 振込手数料 () ⑪ 振込手数料 () ⑫ 振込手数料 () ⑬ 振込手数料 () ⑭ 振込手数料 () ⑮ 振込手数料 () ⑯ 振込手数料 () ⑰ 振込手数料 () ⑱ 振込手数料 () ⑲ 振込手数料 () ⑳ 振込手数料 () ㉑ 振込手数料 () ㉒ 振込手数料 () ㉓ 振込手数料 () ㉔ 振込手数料 () ㉕ 振込手数料 () ㉖ 振込手数料 () ㉗ 振込手数料 () ㉘ 振込手数料 () ㉙ 振込手数料 () ㉚ 振込手数料 () ㉛ 振込手数料 () ㉜ 振込手数料 () ㉝ 振込手数料 () ㉞ 振込手数料 () ㉟ 振込手数料 () ㊱ 振込手数料 () ㊲ 振込手数料 () ㊳ 振込手数料 () ㊴ 振込手数料 () ㊵ 振込手数料 () ㊶ 振込手数料 () ㊷ 振込手数料 () ㊸ 振込手数料 () ㊹ 振込手数料 () ㊺ 振込手数料 () ㊻ 振込手数料 () ㊼ 振込手数料 () ㊽ 振込手数料 () ㊾ 振込手数料 () ㊿ 振込手数料 ()

外国送金は海外とのお取引となりますので、送金依頼書の内容はすべて英語で表記していただく必要があります(⑲を除きます)。なお、詳しい記入方法については次頁以降に説明がございますので、確認いただきながらご記入ください。

項目		説明						
①	送金日	送金日にご指定がある場合のみご記入ください(受付日当日の実行はできません)。ご指定がない場合は空欄にしてください。受付日の翌営業日以降、最短で送金可能な日に実行いたします。なお、送金日をご指定いただいた場合でも、ご指定の日に受取人の取引銀行への発金をお約束するものではありません。						
②	送金種類	該当する方にチェック☑してください。 <table border="1"> <tr> <td>海外向け送金</td> <td>海外に所在する銀行向けの送金 (日本の銀行の海外支店はこちらに該当します)</td> </tr> <tr> <td>国内他行向け送金</td> <td>日本に所在する銀行向けの送金 (海外銀行の日本支店はこちらに該当します)</td> </tr> </table>	海外向け送金	海外に所在する銀行向けの送金 (日本の銀行の海外支店はこちらに該当します)	国内他行向け送金	日本に所在する銀行向けの送金 (海外銀行の日本支店はこちらに該当します)		
海外向け送金	海外に所在する銀行向けの送金 (日本の銀行の海外支店はこちらに該当します)							
国内他行向け送金	日本に所在する銀行向けの送金 (海外銀行の日本支店はこちらに該当します)							
③	送金資金支払方法	該当するものにチェック☑してください。 <table border="1"> <tr> <td>円貨払 (SPOT)</td> <td>送金資金を円預金口座から支払う場合</td> </tr> <tr> <td>円貨払 (予約使用)</td> <td>為替予約を実行し、購入する外貨を送金資金の支払いに充当する場合 (為替予約番号を確認のうえご記入ください)</td> </tr> <tr> <td>外貨払 (NOEX)</td> <td>外貨建ての送金で、送金資金を当該通貨建ての外貨普通預金口座から支払う場合</td> </tr> </table> ※円預金口座(当座・普通)から支払い、外貨建てで送金する場合は「円貨払」に該当します。外貨普通預金口座から支払う場合のみ「外貨払」に該当します。	円貨払 (SPOT)	送金資金を円預金口座から支払う場合	円貨払 (予約使用)	為替予約を実行し、購入する外貨を送金資金の支払いに充当する場合 (為替予約番号を確認のうえご記入ください)	外貨払 (NOEX)	外貨建ての送金で、送金資金を当該通貨建ての外貨普通預金口座から支払う場合
円貨払 (SPOT)	送金資金を円預金口座から支払う場合							
円貨払 (予約使用)	為替予約を実行し、購入する外貨を送金資金の支払いに充当する場合 (為替予約番号を確認のうえご記入ください)							
外貨払 (NOEX)	外貨建ての送金で、送金資金を当該通貨建ての外貨普通預金口座から支払う場合							
④	送金通貨名・送金金額	通貨名:送金通貨にチェック☑してください。 米ドル(USD)、日本円(JPY)、ユーロ(EUR)以外の通貨の場合は「その他」にチェックし、カッコ内に通貨名を記入してください。 ※送金可能通貨および取引条件・注意点については、P.7～8『3.送金可能通貨一覧』を参照ください。なお、ご指定の通貨で送金した場合でも、受取人口座の通貨に転換されることがあります。 金額:ご指定の通貨での送金金額が確定している場合は、金額をご記入ください。なお、金額の訂正はできないため、記入を誤ってしまった場合は、新たな送金依頼書をご使用ください。 ※外貨建てで支払代金の円貨が確定している場合は、金額欄は記入せず、『例:米ドル建てで 100,000 円』のようにご記入ください。 支払代金の円貨に手数料を含む場合は「手数料込」にチェック☑、含まない場合は「手数料別」にチェック☑してください。						
⑤	支払銀行手数料の負担区分	支払銀行手数料は、受取銀行や経由銀行でかかる手数料のことです。支払銀行手数料がかかる場合に送金依頼人/受取人のどちらが負担するかをご選択ください。受取人が送金金額全額を受け取る必要がある場合(例:授業料、会費、入学金、公共料金、運賃など)は、「送金依頼人負担」を選択してください。 ※依頼人負担としても、受取銀行入金までに手数料が差引かれる場合もあるため、必ずしも満額が入金されるとは限りませんのでご注意ください。 ※国内他行向け送金で「送金依頼人負担」を選択し、後日、先方銀行から当金庫所定の支払銀行手数料(3,000 円)を超過する手数料を請求された場合、差額分を追加で請求させていただきます。						

⑥	受取人の取引銀行名・支店名	受取人の取引銀行名・支店名を英語でご記入ください。 銀行名は正式名称で記入してください。略称は銀行相違の原因となる場合がありますのでご注意ください。										
⑦	SWIFTコード・金融機関コード	SWIFTコード: SWIFTコードをご記入ください。(必須) SWIFT(BIC)コードとは、SWIFT(国際銀行間金融通信協会)が提供する国際送金システム上で相手方の銀行を特定するために用いられる金融機関識別コードで、8桁または11桁のアルファベットと数字で構成されています。 金融機関コード: 国独自のコードがある場合はご記入ください。 以下のコードは一例です。 <table border="1"> <tr> <td>ABA NO</td> <td>米国において銀行が個別に保有する9桁の金融機関コード</td> </tr> <tr> <td>SORT CODE</td> <td>イギリスの銀行において、銀行と支店を特定する6桁の金融機関コード</td> </tr> <tr> <td>BSB NO</td> <td>オーストラリアとニュージーランドの銀行において、銀行と支店を特定する6桁の金融機関コード</td> </tr> <tr> <td>BLZ NO</td> <td>ドイツの銀行において、銀行と支店を特定する8桁の金融機関コード</td> </tr> <tr> <td>TRANSIT or ROUTING NO</td> <td>カナダの銀行において、銀行と支店を特定する金融機関コード ROUTING NO は以下の9桁で構成されています。 「0+INSTITUTION NO(3桁)+TRANSIT NO(5桁)」</td> </tr> </table>	ABA NO	米国において銀行が個別に保有する9桁の金融機関コード	SORT CODE	イギリスの銀行において、銀行と支店を特定する6桁の金融機関コード	BSB NO	オーストラリアとニュージーランドの銀行において、銀行と支店を特定する6桁の金融機関コード	BLZ NO	ドイツの銀行において、銀行と支店を特定する8桁の金融機関コード	TRANSIT or ROUTING NO	カナダの銀行において、銀行と支店を特定する金融機関コード ROUTING NO は以下の9桁で構成されています。 「0+INSTITUTION NO(3桁)+TRANSIT NO(5桁)」
ABA NO	米国において銀行が個別に保有する9桁の金融機関コード											
SORT CODE	イギリスの銀行において、銀行と支店を特定する6桁の金融機関コード											
BSB NO	オーストラリアとニュージーランドの銀行において、銀行と支店を特定する6桁の金融機関コード											
BLZ NO	ドイツの銀行において、銀行と支店を特定する8桁の金融機関コード											
TRANSIT or ROUTING NO	カナダの銀行において、銀行と支店を特定する金融機関コード ROUTING NO は以下の9桁で構成されています。 「0+INSTITUTION NO(3桁)+TRANSIT NO(5桁)」											
⑧	銀行住所・都市名・州・省・都道府県・国名	受取銀行の住所を英語で明確にご記入ください。都市名、州・省・都道府県、国名はカッコ内にご記入ください。米国向けの場合は州名を必ずご記入ください。中国向けの場合は省名および都市名を必ずご記入ください。										
⑨	経由銀行・SWIFTコード	経由銀行の指定がある場合のみ、経由銀行の名称およびSWIFTコードをご記入ください。受取銀行側においてコルレス契約の関係上、他金融機関を経由する必要がある場合にご記入ください。										
⑩	受取人口座番号・IBAN	受取人の口座番号をご記入ください。 欧州などのIBAN採用国に送金する場合は、IBANコード(受取銀行の所在国・支店・口座番号を特定するための最大34桁の番号)をご記入ください。採用国においては、未記入の場合に資金返却等のリスクがあるため、可能な限りご記入ください。										
⑪	受取人名	受取人口座名義を英語でご記入ください。 中国向けで受取人が個人の場合、韓国向けで韓国ウォン建ての送金の場合は、受取人名の横に電話番号をご記入ください。										
⑫	受取人住所・都市名・州・省・都道府県・国名	受取人住所を英語でご記入ください。番地、部屋番号なども可能な限り詳細にご記入ください。都市名、州・省・都道府県、国名はカッコ内にご記入ください。中国向けの場合は、 <u>省名および都市名を必ずご記入ください</u> 。										
⑬	依頼人名	依頼人名を英語でご記入ください。当金庫に通称届をご提出されている場合であっても、 <u>本名をご記入ください</u> 。個人事業主の場合は、「個人氏名」または「屋号+個人氏名」をご記入ください。(屋号のみの記入では受付できません。)										

⑭	依頼人住所	依頼人住所を英語でご記入ください。都道府県名を含め、アパート・マンション名および部屋番号までご記入いただき、最後に『JAPAN』とご記入ください。 法人の場合は、当金庫にお届けいただいている本店もしくは主たる事務所の所在地をご記入ください。(工場や営業所所在地の記入では受付できません。)
⑮	送金目的・商品名 原産地・船積都市	送金目的を英語で正確かつ具体的にご記入ください。なお、英語表記に迷った場合等は日本語との併記をお願いします。P.6『2.送金目的の英語例』に英語の記入例および留意点を掲載していますので、ご参照ください。 送金目的が北朝鮮の特産品に該当する場合や北朝鮮に関わる可能性のある送金の場合は、原産地証明書等の書類をご提出いただきます。また、ロシア向けの役務取引に該当しないことをご確認ください。 貿易取引(商品が海外と日本との間で動くお取引)の場合、原産地(国名)・船積都市(都市名)もご記入ください。
⑯	受取人への通知事項	INVOICE NO など受取人に通知する事項がある場合は、英語・数字でご記入ください。
⑰	外為法上の確認	送金依頼書裏面記載の「外国送金取引規定」の内容をご確認いただき、チェック☑してください。 送金依頼書に記入される依頼人/受取人が真の依頼人/受取人の場合は、左側にチェック☑してください。別に真の依頼人/受取人が存在する場合は、右側にチェック☑し、別途「仕向外国送金における真の依頼人/受取人に関する通知書」を送金依頼書とともにご提出ください。 ※真の依頼人/受取人が別に存在する場合とは、子会社が行った取引の代金決済を親会社が代わりに送金を取組む場合や、弁護士が海外に居住する相続人に相続預金を送金する場合などをいいます。 QRコード読取または URL より当金庫 HP 内の「外国送金を行われるお客様へのお願い」の内容をご確認いただき、チェック☑してください。
⑱	送金代金の支払方法	「外国為替関係引落依頼書」を既にご提出いただいている(自動引落の届出をされている)、または今回ご提出される場合は2に○を付けてください。届出のない場合は1に○を付け、預金科目・店番・口座番号をご記入ください。別途「預金払戻請求書」等をご提出いただきます。 ※現金でのお支払いはできません。
⑲	ご住所・ご依頼人名・ ご担当者・TEL	当金庫にお届けいただいている送金ご依頼人のご住所・お名前(法人の場合は法人名および代表者の役名・氏名)・日中ご連絡がとれるお電話番号を日本語でご記入ください。 ご依頼人の代理(個人の方の場合は同居のご家族に限ります)で手続きされる場合は、ご依頼人名に加え、ご担当者名欄にご依頼人とのご関係およびお名前をご記入ください。(例:妻 豊田 花子) 法人で代表者以外の方がお手続きされる場合、ご依頼人名に加え、ご担当者名もご記入ください。(例:経理 豊信 太郎)
⑳	お届け印	支払口座のお届け印を押印してください。異なる印鑑を押印してしまった場合は、新たな送金依頼書をご使用ください。

2.送金目的の英語例

日本語	英語
生活費	LIVING EXPENSES
学費	SCHOOL EXPENSES
授業料	TUITION
旅費	TRAVELING EXPENSES
運賃(貨物)	FREIGHT
医療費	MEDICAL EXPENSES
貸付金	LOAN
借金の返済	REPAYMENT OF DEBT
寄付	DONATION
出資金・投資	INVESTMENT
建設工事費	CONSTRUCTION COST
展示会費用	EXHIBITION FEE
外注費	OUTSOURCING FEE
業務委託費	BUSINESS CONSIGNMENT EXPENSES
給料	SALARY
人件費	PERSONNEL EXPENSES
研修費	TRAINING FEE

日本語	英語
管理費	MANAGEMENT FEE
諸経費	ADMINISTRATION FEE
研究費	RESEARCH EXPENSES
開発費	DEVELOPMENT FEE
特許料	PATENT FEE
事務所経費	OFFICE EXPENSES
販売促進費	SALES PROMOTION FEE
保険料	INSURANCE PREMIUM
手数料	COMMISSION
仲介手数料	BROKERAGE FEE
不動産購入費	PURCHASE OF REAL ESTATE
エンジン	ENGINE
金型部品	MOLD PARTS
高圧洗浄機	HIGH PRESSURE PUMP
架台	STAND
タオル	TOWEL
靴	SHOES

《留意点》

- (1) 送金目的は、必ず英語で記入してください。

英語表記に迷う場合や、分かりにくい場合は、英語表記に加え、日本語を併記してください。

なお、日本語のみの記入では受付できません。

例:「WOOD PROCESSING COST (木材加工費)」、「MANAGEMENT FEE (技能実習生の管理費)」

- (2) ローマ字表記でなく、英語表記にしてください。

例:「SEIKATSUHI」(生活費)ではなく、「LIVING EXPENSES」等、英語で記入してください。

- (3) 実態の分かる表記にしてください。

例:「EXPENSE」「COST」「TRADE」等の単語は商取引を広く示す語であり、その単語のみで記入しないようにしてください。「FREIGHT」(荷物運賃)、「CAPITAL INCREASE」(増資)等、送金目的の実態が分かる表記としてください。

- (4) 商品名は具体的に記入してください。

例:「GOODS」(商品)、「VEGETABLE」(野菜)、「SEAFOOD」(海産物)ではなく、具体的な商品の英語名(SHAMPOO、CARROT、OCTOPUS 等)としてください。

また、商品の型番のみなど商品名が判断できない表記は避けてください。

3.送金可能通貨一覧

〈送金可能な通貨〉

JPY 日本円	USD アメリカドル	EUR ユーロ	CAD カナダドル
AUD オーストラリアドル	NZD ニュージーランドドル	GBP イギリスポンド	CHF スイスフラン
SGD シンガポールドル	HKD 香港ドル	CNY 中国元	KRW 韓国ウォン
THB タイバーツ	MYR マレーシアリングット	PHP フィリピンペソ	
IDR インドネシアルピア	TWD 台湾ドル		

《ご確認事項》

送金可能な通貨のうち、以下の通貨には取引条件・注意点がございます。

通貨名	取引条件および注意点	高額取引
CNY 中国元	・受取人が中国法人・個人である必要があります。 ・貿易取引の場合、受取人が輸出入経営資格(中国当局への届出により取得)を有する企業で、重点監督管理企業リスト(法規違反があった企業名リスト)に記載されていないことをご確認ください。 ・中国当局の規制等により取引制限がありますので、中国元建て送金の受取りが可能なことを、事前に受取人にご確認ください。	500 万元
KRW 韓国ウォン	・2万米ドル相当額以上の資本取引にかかる送金は、取扱できません。 ・発電時に受取人電話番号が必要となるため、受取人名横に記載してください。	5,000 万 ウォン
THB タイバーツ	・送金目的が以下の①～③のいずれかに該当する場合は、取扱不可またはタイ中央銀行の事前承認が必要な場合があります。 ① 証券ないし金融商品への投資 ② 発行株式のうち送金依頼人の持ち株比率が 10%未満の投資 ③ タイ商品先物取引所上場デリバティブ商品への投資	500 万 バーツ
MYR マレーシア リングット	・送金目的は商業上の目的(給与、授業料、生活費等の支払、物品の購入やサービスの支払等)のみ可能です。資本注入や融資に関する送金については、個別にご相談ください。	100 万 米ドル 相当以上
PHP フィリピン ペソ	・送金実行後の取消・組戻しの依頼は受付できないため、送金情報を正確に記載してください。 ・着金に相当の日数を要する場合があります。 ・現地の決済制度が未発達なため、受取人取引銀行によっては送金自体を取扱できない場合があります。	50 万ペソ
IDR インドネシア ルピア	・規制通貨であるため、資金調達できない場合には、送金をお受けできないことがあります。	5 億ルピア
TWD 台湾ドル	・送金依頼人が法人である必要があります。 ・発電時に受取人の担当者名および電話番号が必要となるため、受取人名右横にスラッシュ(/)を記入し、その右横に記載してください。 ・資本金送金の場合、送金目的には資本金送金であることを明記してください。 ・送金目的が貸付金支払の場合、取扱可否について個別にご相談ください。	—

《その他留意点》

- ・仕向先銀行によっては、ご希望の通貨で送金できない場合があります。
- ・日本円(JPY)、アメリカドル(USD)、ユーロ(EUR)以外の通貨での送金は、原則として通貨発行国以外の国向けに送金することはできません。
(例:韓国向けにシンガポールドル建ての送金は取扱できません)
- ・高額取引(P.7 表「高額取引」以上の金額の取引)については、資金調達の都合上、受付から送金を実行するまでに日数をいただく場合があります。
また、送金受取国および米国等の経由銀行国が休日の場合についても、送金を実行するまでに日数をいただく場合があります。
- ・受取人が仕向先銀行や経由銀行から申告書や確認資料(契約書、請求書、インボイス等)の提出を求められる場合があります。
- ・以下の国・地域へ向けての送金については取り扱っておりません。

北朝鮮	イラン	ミャンマー	シリア	キューバ	南スーダン	ロシア
ウクライナのクリミア地域	ドネツク人民共和国	ルハンスク人民共和国				

4.外国送金手数料表

■主な外国送金手数料

送金手数料		海外他行向け	国内他行向け
		6,500 円	6,000 円
リフティング・チャージ	円為替取扱手数料 ※1	送金金額の 1/20% (0.05%) (最低 2,500 円)	
	外貨取扱手数料 ※2	送金金額の 1/20% (0.05%) (最低 2,500 円)	
支払銀行手数料 ※3		3,000 円	

※1 円貨建てで送金される場合、送金手数料に加え、本手数料がかかります。

※2 外貨預金から外貨建て(同一通貨)で送金される場合、送金手数料に加え、本手数料がかかります。

(円預金口座から支払い、外貨建てで送金される場合、リフティング・チャージはかかりません。)

※3 受取銀行の手数料を送金人負担とする場合、送金時に上記手数料に加え、本手数料がかかります。ただし、受取銀行入金までに他の銀行を経由する場合は、経由銀行手数料が差引かれる場合があります。

※別途、海外銀行の手数料がかかる場合があります。

※上記の他、お取引内容により別途手数料がかかる場合があります。

※手数料には消費税がかかりません。

■手数料合計の例

【例1】円預金口座から支払い、韓国に円建てで送金する場合

(支払銀行手数料の負担区分「送金依頼人負担」を選択)

《送金金額が 300 万円の場合》

○送金手数料 6,500 円 (海外向け)

○支払銀行手数料 3,000 円

○円為替取扱手数料 2,500 円

$3,000,000 \text{ 円} \times 0.05\% = 1,500 \text{ 円} < 2,500 \text{ 円} \Rightarrow$ 円為替取扱手数料は 2,500 円

※計算結果が 2,500 円を下回る場合は、一律 2,500 円になります。

よって、手数料合計は 12,000 円 となります。

《送金金額が 800 万円の場合》

○送金手数料 6,500 円 (海外向け)

○支払銀行手数料 3,000 円

○円為替取扱手数料 4,000 円

$8,000,000 \text{ 円} \times 0.05\% = 4,000 \text{ 円} > 2,500 \text{ 円} \Rightarrow$ 円為替取扱手数料は 4,000 円

※計算結果が 2,500 円を上回る場合は、計算した金額になります。

よって、手数料合計は 13,500 円 となります。

【例2】外貨普通預金口座から支払い、中国に米ドル建てで送金する場合

(支払銀行手数料の負担区分「送金依頼人負担」、送金日の TTS レートが 155 円の場合)

※適用相場については、当金庫 HP → 便利なサービス → 外国為替・国際業務 → 外国為替相場 → 『外国為替相場(外貨両替・外国送金)』をご参照ください。

なお、受付日当日には送金を行わないため、実際に適用される相場は受付日の相場とは異なります。

《送金金額が 1 万米ドルの場合》

○送金手数料 6,500 円 (海外向け)

○支払銀行手数料 3,000 円

○外貨取扱手数料 2,500 円

$10,000 \text{ 米ドル} \times 0.05\% = 5.00 \text{ 米ドル}$

$5.00 \text{ 米ドル} \times 155 \text{ 円} = 775 \text{ 円} < 2,500 \text{ 円}$

※計算結果が 2,500 円を下回る場合は、一律 2,500 円になります。

よって、手数料合計は 12,000 円 となります。

《送金金額が 4 万米ドルの場合》

○送金手数料 6,500 円 (海外向け)

○支払銀行手数料 3,000 円

○外貨取扱手数料 3,100 円

$40,000 \text{ 米ドル} \times 0.05\% = 20.00 \text{ 米ドル}$

$20.00 \text{ 米ドル} \times 155 \text{ 円} = 3,100 \text{ 円} > 2,500 \text{ 円}$

※計算結果が 2,500 円を上回る場合は、算出した金額になります。

よって、手数料合計は 12,600 円 となります。

【例3】円預金口座から支払い、アメリカに2万米ドルを送金する場合

(支払銀行手数料の負担区分「受取人負担」を選択)

○送金手数料 6,500 円 (海外向け)

○支払銀行手数料 0 円

○円為替取扱手数料 0 円

※円預金口座から支払い、外貨建てで送金される場合、円為替／外貨取扱手数料

(リフティング・チャージ)はかかりません。

よって、手数料合計は 6,500 円 となります。

【例4】円預金口座から支払い、△△銀行東京支店に5万米ドルを送金する場合

(支払銀行手数料の負担区分「受取人負担」を選択)

○送金手数料 6,000 円 (国内他行向け)

○支払銀行手数料 0 円

○円為替／外貨取扱手数料 0 円

※円預金口座から支払い、外貨建てで送金される場合、円為替／外貨取扱手数料

(リフティング・チャージ)はかかりません。

よって、手数料合計は 6,000 円 となります。

【例5】外貨普通預金口座から支払い、××銀行名古屋支店に送金する場合

(支払銀行手数料の負担区分「送金依頼人負担」、送金日のTTSレートが155円の場合)

《送金金額が1万米ドルの場合》

○送金手数料 6,000 円 (国内他行向け)

○支払銀行手数料 3,000 円

○外貨取扱手数料 2,500 円

$10,000 \text{ 米ドル} \times 0.05\% = 5.00 \text{ 米ドル}$

$5.00 \text{ 米ドル} \times 155 \text{ 円} = 775 \text{ 円} < 2,500 \text{ 円}$

※計算結果が2,500円を下回る場合は、一律2,500円になります。

よって、手数料合計は 11,500 円 となります。

《送金金額が4万米ドルの場合》

○送金手数料 6,000 円 (国内他行向け)

○支払銀行手数料 3,000 円

○外貨取扱手数料 3,100 円

$40,000 \text{ 米ドル} \times 0.05\% = 20.00 \text{ 米ドル}$

$20.00 \text{ 米ドル} \times 155 \text{ 円} = 3,100 \text{ 円} > 2,500 \text{ 円}$

※計算結果が2,500円を上回る場合は、算出した金額になります。

よって、手数料合計は 12,100 円 となります。

なお、国内他行向け送金で支払銀行手数料の負担区分「送金依頼人負担」を選択した場合、後日、先方銀行から追加で手数料を請求されることがあります。その請求額が当金庫所定の支払銀行手数料(3,000円)を超過する場合、差額分を追加で請求させていただきます。